

2022年7月1日

自家用電気工作物の点検未実施の発生について
(再発防止対策などの詳細及び役員処分の件について)

一般財団法人東北電気保安協会

弊協会が発生した「低圧絶縁監視装置」の運用を停止していたにも関わらず、毎月1回以上の点検を実施していない事案につきまして、弊協会ホームページに本年1月14日及び22日に続報を掲載しておりましたが、調査委員会による実態調査の結果、最終的に15事業所83軒のお客さまにおいて月次点検未実施があったことが判明しました。このことを踏まえこの度、要因分析結果及び再発防止対策などを別添のとおり取り纏めましたのでお知らせいたします。

お客さま及び関係する皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事案が発生させないよう東北電気保安協会役員一丸となり再発防止対策を徹底するよう取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、弊協会が発生した多数のお客さま設備における月次点検未実施という極めて不適切な事案を重く受け止めており、処分として、理事長及び専務理事は、役員報酬の20%を3か月間、担当役員は役員報酬の10%を3か月間辞退しました。

本結果につきましては、監督官庁（関東東北産業保安監督部東北支部）に報告し、口頭による厳重注意を受けております。また、同時に、再発防止対策の確実な履行と履行状況についての報告の指示がありました。弊協会としましては、これらを厳粛に受け止め、確実に対応してまいります。

以上

別添

低圧絶縁監視装置停止に伴う月次点検の未実施について（報告）

低圧絶縁監視装置停止に伴う月次点検の未実施について（報告）

1 事案の概要

2021年12月10日に実施した内部監査において、一事業所で低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）の運用を停止していたにも関わらず、法令で要求される適切な頻度（毎月1回）の点検を実施していなかったと疑われる事案が1軒確認された。事実確認の結果、2021年3月の人事異動により当該お客さまの保安業務担当者が変更になった際の引継ぎの不徹底から、監視装置の運用停止に伴う毎月点検を見落とし、2021年3月の月次点検が行われなかったことが判明した。

さらに同事業所において、監視装置の異常が発生しているお客さまの月次点検状況を確認した結果、新たに2軒の事業場に月次点検未実施があることが確認された。（本年1月14日ホームページでお知らせ済）

これを受け、他に同様の事例がないか全48事業所を対象に過去1年（一部3年）に遡り調査を実施したところ、最終的に15事業所、事業場83軒で月次点検未実施があることが判明した。

2 事案発生後の対応

2022年1月13日に理事長を本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、事案の把握及び対策を審議した。

また、原因調査・要因分析及び再発防止対策の検討等は、2022年1月20日に専務理事を委員長とする「調査委員会」を設置して行った。

3 監視装置運用停止お客さま設備の月次点検実態調査

(1) 調査方法

a 全数調査

全48事業所の過去1年間の月次点検未実施調査

（調査対象期間2021年1月1日から2021年12月31日）

b 追加調査

(a) 全数調査で月次点検未実施が確認された事業所については、3年遡って調査

（調査対象期間2018年4月1日から2020年12月31日）

(b) 弊協会マニュアルに基づく日常処理が不適切であったことが確認された事業所については、不適切であった期間の調査

(2) 調査結果

a 全数調査結果（本年1月22日ホームページでお知らせ済）

9事業所、事業場16軒で月次点検未実施を確認した。

b 最終調査結果

全数調査及び追加調査により、最終的に15事業所、事業場83軒で月次点検未実施を確認した。

4 調査委員会報告

(1) 調査委員会による実態調査結果

a 事業所関係者への直接ヒアリングによる調査

b 事業所長への質問票による調査

c 管理・監督者に対する意識調査（アンケート）

d 本部の管理部門が実施した月次点検実態調査方法の妥当性評価

(2) 要因分析結果

監視装置の運用管理に関する協会内のルールにあいまいさがあり、故障復旧の対応や運用停止時の月次点検の管理に関して認識のばらつきや誤解、都合の良い解釈などが生じ、業務が徹底されていなかった。また、これに関する教育・研修もOJTが主体で全社として統一した教育に不足があった。

さらには、月次点検要否の管理が点検システムにのみ依存しており、監視装置の運用状況に応じて点検頻度を変えて管理する作業は手作業となっており、ヒューマンエラーの要因となっていた。

こうした状況が長期にわたり改善されなかった背景に、不適合を積極的に報告し改善に結びつける「報告する文化」が組織内に一部根付いていないことが、重要な課題として浮かび上がった。また、法令・ルール遵守や安全・安心に対するお客さまや社会からの要請に応える意識が希薄であり、コンプライアンスに対する社会的環境変化への敏感さに欠ける側面があった。

なお、具体的な要因については別紙のとおり。

(3) 再発防止対策

要因分析の結果明らかとなった事項に対し、①ルールの新設及び改正、②システム的対応、③既存ルールの遵守の徹底、④教育・研修での取り組み、⑤組織風土の醸成の5つの視点から検討を行い、再発防止対策を策定した。

なお、具体的な再発防止対策の概要は別紙のとおり。

5 外部有識者からの評価

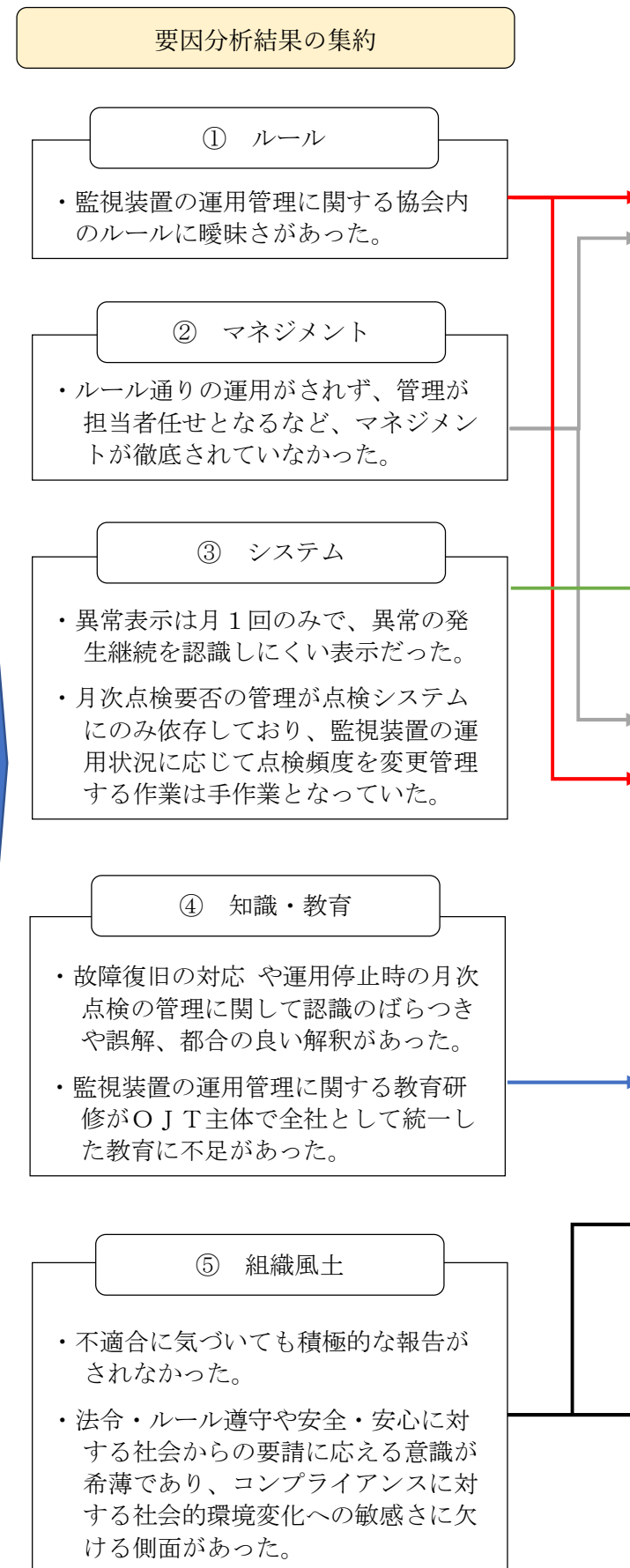
企業倫理、法令遵守、ヒューマンファクター等に関わる知見が豊富な3名の有識者の方々から、調査委員会で行った調査方法及び原因・要因分析結果や再発防止対策の妥当性について評価いただいた結果、概ね適正であるとのこと意見をいただいた。また、再発防止対策を進めるにあたっての助言もいただき、対策に反映して実効性を高めていくこととした。

以上

要因分析結果に基づく再発防止対策の概要

一般財団法人東北電気保安協会

要因分析結果		集約との関連
分析事象	主な要因	
1 監視装置の故障・異常時の復旧を速やかに行わなかった。	(1) 定時異常※の管理が軽視されており、日々の警報管理や月次点検時の監視装置の点検確認が徹底されていなかった。	②
	(2) 定時異常は未監視状態が継続している状態であるとの認識が薄かった。また、速やかな復旧の考え方にばらつきがあった。	④
	(3) 管理職は電気事故への対応を重要視し、定時異常への対応は担当者任せになっていた。	②
	(4) 規程類や教育資料に定時異常に関する具体的説明や対処方法の記述が無く、教育が不十分だった。	④
	(5) 定時異常が他の警報に埋もれて気付きにくかった。	③
2 監視装置の故障が翌月以降に継続する場合に必要となる「毎月点検」を計画・実施しなかった。	(1) 定時異常や装置故障が継続していることを定期的にチェックするルールがなかった。	①
	(2) システムで管理していれば点検漏れは発生しないとの思い込みがあり、監視装置の異常の際は点検頻度を変えなければいけないことに思いが至らなかった。	③
	(3) 定時異常の表示の仕組みが正確に理解されていなかった。	④
	(4) 定時異常が継続した場合に毎月点検が必要になるとの認識が不足していた。	④
	(5) 月次点検の要否を個人の記憶に頼っていたことから繁忙の中で失念した。	③
3 運用停止が複数月に亘る場合に毎月点検が計画・実施されなかった。	(1) 点検担当者はシステムに運用停止状況を登録する必要性を理解していなかった。また、ルールの運用に曖昧さがあった。	①④
	(2) 監視装置の運用停止状況を定期的に管理することの重要性を理解していなかった。	④
	(3) 毎月の月次点検の要否を管理しているシステムと監視装置の運用停止状況を管理しているシステムが連携していないことから、手作業で点検頻度を管理する必要があった。	②③
	(4) 点検担当者が上司の承認前に安易に独断でシステムの登録変更処理を行っていた。	②⑤
	(5) 上司に相談せず監視装置を取外すなど、組織として対応する意識が欠けていた。	②⑤
4 点検未実施の不適合に気づいても報告されなかった。	ミスやトラブルはお客さま等から指摘されなければ、あえて報告しない風土が一部に見られた。また、法令・ルール遵守や安全・安心に対するお客さまや社会からの期待や要請に応える意識が希薄であり、コンプライアンスに対する社会的環境変化への敏感さに欠けていた。	⑤



主な再発防止対策	
項目	内容
1 ルールの 新設及び改 正による対 策	(1) 本部は、定時異常等の対応について、通常の警報と同様に「電気事故受付センター」の指示により対応し、対応結果を上司が確認するようルールを改正する。 (2) 点検担当者は、監視装置を停止する際は、上司の承認を得るものとする。また、管理職はシステムに停止が登録されたことを確認する。 (3) 本部は、関係規程を改正し、定義や対応方法の明確化を図る。
2 システム 対応による 対策	(1) 本部は、監視装置を停止した際に月次点検の頻度を月1回に自動的に変更するようシステムを改修する。 (2) 本部は、定時異常が解消されるまで毎日表示するようシステムを改修する。(2022年1月25日改修済) (3) 本部は、監視装置取付けなどの条件が整わないとシステム登録ができない仕様にシステムを改修する。
3 既存ルー ルの遵守の 徹底	(1) 事業所は、監視業務に係る運用担当者の指名を徹底する。そのうえで運用担当者や管理職による日々管理、月管理の業務を徹底する。本部は、監視業務に関する問い合わせに対応できる体制を構築する。 (2) 管理職は、システムにより月次点検の未点検等がないことを確認する。 (3) 点検担当者は、月次点検において監視装置の手動試験を行い、異常がないことを確認する。また、上司が月次点検の承認時に手動試験が実施されていることをシステムで確認できる仕組みに変更する。
4 教育・研修 での取り組 み	(1) 本部は、監視装置の運用に係る法令と点検方法などの取り扱いに関する集合教育を実施する。また、合わせて技術者倫理に関するカリキュラムを織り込み実施する。 (2) 事業所は、会議等の機会に、監視装置の運用管理や取り扱い、遵守すべき法令・ルール、技術者倫理に対する社会的要請等を織り込んだ教育資料を用い、本事案の再発防止に関する教育を実施する。 (3) 本部は、教育用資料や事例集を協会内で共有化し、各事業所が活用できるようにする。
5 組織風土 の醸成	(1) 本部は、本事案の要因を一人ひとりが心に刻み、不都合な事案でも報告する組織風土を確立するという強い決意を共有するため、全体集会を開催する。 (2) 経営トップが先頭に立って倫理意識の醸成に取り組み、全業務機関は、企業倫理月間におけるトップメッセージの発信やケースメソッド討議、管理職の職員研修等様々な機会を通じて「報告する組織風土」の醸成と技術者倫理意識の向上に積極的に取り組む。

※ 定時異常とは、システムで監視している監視装置からの受信異常の警報